



福岡医発第1710号（地）
平成29年 9月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

向精神薬「モディオダール錠（モダフィニル錠）」に係る
偽造紹介状について（情報提供）

標記の件につきまして、福岡市保健福祉局地域医療課長より福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係より別添のとおり連絡がありました。

福岡市内の医療機関より、偽造された疑いのある紹介状に基づき第1種向精神薬である「モディオダール錠（モダフィニル錠）」の処方を希望する電話があった旨の情報提供がありました。

本件は、別の医療機関に同じ名前の患者から同様の電話があっていることが判明し、さらに、相手方が主張する紹介医が紹介元の医療機関に在籍していないことがわかったため虚偽の疑いがある紹介状が使用される恐れがあると注意喚起を促すものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに下記項目に該当する事例が発生しましたら、本会までご連絡いただきますよう貴会会員へ周知方お願いいたします。

記

1. 向精神薬「モディオダール錠（モダフィニル錠）」の処方に関する電話問い合わせ
2. 明らかに不備のある紹介状の提示

問合せ先 福岡県医師会地域医療課 担当：小川 TEL 092-431-4564
--

29 薬第 1904 号

平成 29 年 9 月 12 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(麻 薬 係)



向精神薬「モディオダール錠（モダフィニル錠）」に係る
偽造紹介状について（情報提供）

薬務行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

偽造された疑いのある紹介状に基づき、向精神薬である「モディオダール錠」の処方を希望する電話が福岡市内で複数件発生していることについて、別添のとおり福岡市保健福祉局地域医療課長から情報提供がありました。

つきましては、内容について御了知の上、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、同様の事例が発生しましたら、当課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

薬務課麻薬係

TEL: 092-643-3287

各医師会通知





(公 印 省 略)
保 医 第 5 6 4 号
平 成 2 9 年 9 月 8 日

福岡県保健医療介護部薬務課長 様

福岡市保健福祉局地域医療課長
(医 薬 務 係)

向精神薬の処方依頼に係る疑義について

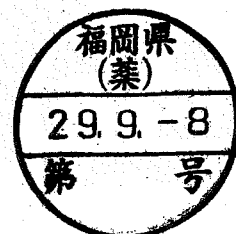
本市薬務行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、一般社団法人福岡市医師会（以下、「市医師会」）から、本市内の医療機関において、偽造された疑いのある紹介状に基づき第1種向精神薬である「モディオダール錠（モダフィニル錠）」の処方を希望する電話があった旨の情報提供がありました。

本件につきましては、市医師会より7月14日付け医師会週報（別添：抜粋）にて会員医療機関向けに注意喚起がなされているところですが、その後も引き続き同様の事案が本市の保健所等に複数件、報告されております。

向精神薬の適正流通等については「向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について（平成27年11月10日付け薬生監麻発1110第3号）」において示されているとおり、関係機関等との連携が重要であることから、情報提供を行っているものです。

なお、市医師会に未入会の福岡市内医療機関及び一般社団法人福岡市薬剤師会には、当課及び各保健所から別途通知しております。



(9) 虚偽の疑いのある紹介状に基づく向精神薬の処方依頼について

今般、会員医療機関より、虚偽の疑いのある紹介状にて向精神薬「モディオダール」の処方を希望する電話があった旨情報提供がありましたのでお知らせします。

会員医療機関におかれましては、紹介状に基づく薬剤の処方につきまして、十分ご注意くださいようお願いします。

なお、同様の電話がございましたら、本会総務課までご連絡いただきますとともに、虚偽の紹介状であることが確認できたら、最寄りの警察署までご連絡いただきますよう併せてお願いします。

<情報内容>

「宮崎医大の先生の紹介状があるのでモディオダールを処方してほしい」との電話があった。紹介医の名前を聞いて、後で連絡をもらうこととした。

この薬は向精神薬で劇薬の指定を受けていることから、製薬会社に確認したところ、別の医療機関に同じ名前の患者から同様の電話があっていることが判明したため、紹介医を宮崎大学医学部附属病院に確認したところ、在籍されていないことがわかった。



薬生監麻発 1110 第 3 号
平成 27 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

つきましては、下記事項に留意して、各地方厚生局麻薬取締部、貴管内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処されるようお願いいたします。

記

留意事項

1. 向精神薬不正流通防止のために、貴管内医薬品製造販売業者、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携強化を図り、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には速やかに情報提供するよう指導すること。併せて、関係団体の協力を得て、不正取引の防止に取り組むこと。
2. 管轄麻薬取締部と連携して、向精神薬を取り扱う卸売業者への立入検査を計画的に実施し、向精神薬の販売先、その数量等について確認するなどし、向精神薬の流通実態の把握に努めること。
3. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
4. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。